

八王子市医療的なケアのための看護師配置事業実施要綱

(目的)

第1条 八王子市立小・中学校（以下「学校」という。）における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、医療的ケアを行う看護師（准看護師を含む。以下、総称して「看護師」という。）を配置することを目的とする。

(看護師)

第2条 看護師は八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、医療的ケアが必要な児童・生徒がいる学校に対し、その程度に応じて学校に配置する。

2 看護師の職務は、以下のとおりとする。

- (1) 医療的ケアが必要な児童・生徒への医療的な支援。
- (2) 対象の児童・生徒の安全の確保。
- (3) その他、教育委員会が必要と認める活動。

3 看護師は会計年度任用職員（アシスタント職）とする。

4 教育委員会は、看護師または准看護師免許を有する者を、選考の上、看護師として任用する。

5 看護師は学期ごとに任用する。

6 看護師の勤務態様は、次のとおりとする。

- (1) 日の勤務時間は5.5時間以内とする。
- (2) 週の勤務時間は19時間以内または27.5時間以内とする。
- (3) 勤務日数は週5日以内とする。
- (4) 勤務日については、配属先の学校長が定める。

7 教育委員会は看護師が次の事項に該当する場合は、解任することができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある、またはこれに耐えられないと認められるとき。
- (3) 看護師としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、教育委員会が必要と認めたとき。

8 看護師は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 配属先学校長の指揮監督を受け、その職務上の指示に従い、職務に専念すること。
- (2) 活動内容や対象の児童・生徒の状況等を校長、副校長または担任に適宜報告しなければならない。
- (3) 職務上知り得た個人情報及びその他の秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(4) 八王子市の会計年度任用職員（アシスタント職）として信用を傷つけること、
または不名誉となるような行為をしないこと。

9 看護師に対する給与及び費用弁償は、八王子市会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）にもとづいて支給する。

10 看護師の活動中及び通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法を適用する。

（補足）

第3条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

（附則）

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。